

生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成17年12月28日

京都市長 榎本頼兼

介護機関指定

サービスの種類	名 称	所 在 地	指定年月日
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム あじさい苑	伏見区向島二ノ丸町151番地の53	平成17年11月1日
訪問介護	(有)やさしい手京都南	伏見区両替町9丁目254番地	平成17年10月24日
訪問看護	洛和会訪問看護ステーション嵯峨	右京区嵯峨朝日町13番地 シェ・モアクレール1階	平成17年10月26日
訪問リハビリテーション	明德診療所	左京区岩倉忠在地町363番地の4	平成17年6月1日
居宅療養管理指導	(医)和行会 丸太町クリニック	中京区西ノ京車坂町12番地の4	平成16年9月1日
居宅療養管理指導	明德診療所	左京区岩倉忠在地町363番地の4	平成17年6月1日
居宅療養管理指導	西村薬局	下京区河原町通五条上ル コスモハイツ1階	平成17年10月1日
居宅介護支援事業者	洛和会訪問看護ステーション嵯峨	右京区嵯峨朝日町13番地 シェ・モアクレール1階	平成17年10月26日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)